

定款の一部変更について

平成27年4月28日
北陸電力株式会社

当社は、本日開催の取締役会において、第91回定時株主総会（平成27年6月25日開催予定）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款の変更内容

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設
(変更理由)

会社法施行規則および会社計算規則の規定に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報の一部につき、インターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとすることができるよう、第14条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。

- (2) 業務執行を行わない取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設
(変更理由)

業務執行を行わない取締役および監査役に適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。

なお、業務執行を行わない取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日（予定）

以 上

別紙：変更定款案

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(第 2 項新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(第 2 項新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条の 2 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に関する取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に関する監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>

以上